

<解説> 「賠償責任保険契約」について

この契約は、日本学連が AIU 保険会社との間に締結している賠償責任保険である。これは日本学連・地区学連およびその加盟校・準加盟校の行うオリエンテーリング活動において万一賠償義務を負った場合、一定の条件のもとで保険金が支払われるものである。詳細は契約書をご覧いただきたいが、これはあくまでも地区学連への届出があった大会に限られるのでご承知いただきたい。

<解説> 「業務請負に関する契約書」と「申し合わせ」について

この申し合わせは、前掲の「業務請負に関する契約書」を継続していくという前提のもとに契約の際に生じうるだろうトラブルを円満に解決するために制定されたものである。近年、各部局・委員会共に加盟員の減少 収入（割り当てられた予算）の減少や、各種行事参加者確保のためにコストダウンを意識するようになってきた。コストダウンの意識はそのまま安い見積もりを出す業者への発注を志向するようになった。

しかし、日本学連は前掲のように「業務請負に関する契約書」というものを R.M.O サービスと締結しており、インカレ競技地図の調製・印刷・加工、プログラム・大会報告書の作成、メダル・カップの作成、及び活動報告書・学連名簿の作成などはすべて R.M.O サービスへ発注することとなっていた。

そもそも、「業務請負に関する契約書」の締結された趣旨とは、自ら事務局の名義人となり学連の業務に重要な事務局の維持を担当し、また、理事としても広範な業務を担当している事へのたかとしての当時の日本学連会長、一國氏と R.M.O サービスの山川氏との間にある種の生活保障的要素を含めた形で締結されたものである。

平成 9 年度幹事会は、この契約について議論を重ねた結果、この契約の存在及び重要性を認識した上で学連及び R.M.O サービスの双方の関係維持のためにも「業務請負に関する契約書」を継続することは必要であるとの認識で一致した。

よって、上記のようなコストダウン意識に基づく各部局・委員会の行動が実際に行われた場合、その際生じうるトラブルを契約を維持しつつ、円満に解決する手段としてこのような内規を制定・施行することとした。

以上のように、平成 9 年度の日本学連幹事会としては「業務請負に関する契約書」を維持していく方針であるが、将来にわたって改善の試みを閉ざしたわけではない。今後、この契約を維持しつつ、よりよいものへ改善していくための議論を喚起するためにもこの契約の本書への掲載と本内規の制定は非常に重要なものであると考える。